

保護者の皆様へ

市川市 こども政策部 こども入園課

【重要】「保育の利用基準調整表」変更のお知らせ

日頃より、保育行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

平成 30 年 4 月の保育所等利用調整より「保育の利用基準調整表」の指数に係る変更を下記の通り予定しておりますのでお知らせいたします。変更内容につきましては、「市川市子ども・子育て会議」に提案し意見を伺った結果となっております。

変更内容**加対象となる保育施設の範囲の拡大**

号	利用基準調整項目	指数
第 11 号	入所等の申し込みにかかる乳幼児について、認可外保育施設等における保育を有料で受けることを常態としている場合。	+ 3

変更前：認可外保育施設（簡易保育園保育料補助金交付対象に限る）

変更後：認可外保育施設（簡易保育園保育料補助金交付対象に限らない）

事業所内保育施設（市区町村の認可を受けているものを除く）

居宅訪問型保育（市区町村の認可を受けているものを除く）

○変更理由

第 11 号の加点については、簡易保育園保育料補助金の交付を受けられることができる場合（市川市、船橋市、松戸市、浦安市、鎌ヶ谷市、江戸川区、葛飾区の認可外保育施設（以下、簡易保育園）に通所している場合）に限っておりました。しかし、近年の待機児童の増加に伴い、企業主導型保育事業など認可外保育施設における新しい施策ができ、簡易保育園以外の認可外保育施設等へ通所する方も増加してきました。乳幼児の預け先が多岐に渡るようになったため、いずれの市区町村の認可外保育施設等に通所していても、月 64 時間以上の就労等により月極契約にて預けていることを常態としている場合、保育の必要性が高いと判断できることから、加対象となる保育施設の範囲の拡大を行います。

※簡易保育園保育料補助金の対象施設については、変更はありません。

◎加点対象となる保育施設

施設名称	種 別	例
認可外保育施設	都道府県知事に届出をしている施設	都道府県HP参照
事業所内保育施設	都道府県知事に届出をしている施設	企業主導型保育
	会社の就業規則や約款に定めがある施設	病院内保育施設
居宅訪問型保育	都道府県知事に届出をしている施設	ベビーシッター

提出書類

簡易保育園に通所している方

- 「保育所等利用申込書等記載事項変更届（預け先の変更欄）」
※既に簡易保育園保育料補助金申請をされている場合は、提出は不要です。

簡易保育園以外の認可外保育施設等に通所している方

- 「保育所等利用申込書等記載事項変更届（預け先の変更欄）」
- 「認可外保育施設等利用（予定）証明書」

平成30年1月～3月に認可外保育施設等に通所予定の方

- 「保育所等利用申込書等記載事項変更届（預け先の変更欄）」
- 「認可外保育施設等利用（予定）証明書」または「入園料・保育料等の領収書のコピー」
※復職予定の方につきましては、平成30年3月までに認可外保育施設等に入所し、平成30年4月10日までに復職予定の方が加点対象となります。

提出期限

- 平成30年1月10日（水）（郵送可・こども入園課必着）

受付窓口・問い合わせ先

【受付窓口】

市川市八幡 3-4-1 こども政策部こども入園課（アクス本八幡 2階）
市川市末広 1-1-31 子育てナビ行徳（行徳支所 2階）

【郵送・問い合わせ先】

〒272-8501 市川市八幡 1-1-1
市川市 こども政策部 こども入園課 電話：047-711-1785（直通）